

論文

人間の進化, 歴史, 能力を見据えたジョン・ロールズ『正義論』の 意義

上山敬補¹

The Importance of *A Theory of Justice* Based on Human Evolution, History, and Ability

Keisuke UHEYAMA¹

Abstract

There has been a long-standing debate over the geographical origins of our species, but archeological finds suggest that modern human behavior began in Africa over 200,000 years ago. Since the beginning, humans have had to fight against severe environments. The dry savanna lands offered humans only a little food. Our early ancestors chose to cooperate with each other to fight against the difficult environment. They had to consider and respect others because cooperation needs certain mutual trust. In this way human beings developed the ability to consider and respect others throughout the process of evolution.

Rawls (1971) seminal work *A Theory of Justice* juxtaposed human evolution, history and ability to establish a concept of justice capable of actualizing full cooperation. This current thesis builds on Rawls' concept and weighs its various problems pointed out by Amartya Sen, and Martha C. Nussbaum. Exploration of the principle for full cooperation based on mutual confidence is an important field that can enhance our long history of mutual cooperation and ability to cooperate.

キーワード 進化 協働 信頼 公正 正義の二原理

Keywords: evolution, cooperation, confidence, fairness, two principles of justice

はじめに

オキシトシンといったホルモンについて述べるまでもなく、アダム・スミスも『道徳感情論』で論じたように、多くの人が相手の気持ちを思いやり、そして相手を尊重できるということは、同じ人間として、誰もがそのような行為を可能とする能力を、生来持っていることを示唆している。では、私たち人間は、なぜそのような能力を身につけたのであろうか。

約20万年以上前のアフリカで、旧人から進化する形で誕生したとされる人間は、当初から厳しい環境と闘わなければならなかった。乾燥した大地は、わずかな食糧しか与えてくれなかった。そのような環境と闘うために、人間は、仲間同士で助け合って暮らすことを選択した。

仲間と暮らすことには、さまざまな利点がある。動物行動学者の Frans de Waal は、次のように述べている。

社会とのつながりを築く能力、そうした関係のなかで安全を手に入れようとする傾向は、ひとりより集団のほうが生き残る可能性が高い種の自然淘汰の産物である。

集団生活の利点はいくつもある。食べ物を見つけたり、捕食者の攻撃から身を守る可能性が高くなるし、競いあうときも数が多いほうが有利だろう。干ばつするときなど、忘れられていたような泉に年老いた構成員が案内してくれるかもしれない。捕食者の脅威が著しいときには、全員の目や耳を総動員すれ

¹ 891-0197 鹿児島市坂之上8-34-1 鹿児島国際大学非常勤講師

Part-time Lecturer, The International University of Kagoshima, 8-34-1 Sakanoue, Kagoshima 891-0197, Japan.

2018年5月25日受付, 2018年7月20日採録

ば効果的な警戒システムができあがるだろう。社会ではすべての構成員が集団に貢献するとともに、そこから恩恵をもらっている。

[Frans de Waal, 1996: 9 (西田・藤井訳: 17)]

Frans de Waal が述べるように、仲間同士で助け合うことにはさまざまな利点があり、そうすることによって人間は、厳しい環境を生き抜くことができた。しかし、仲間同士で助け合うためには、必要なことがある。それは、この文章の中で Frans de Waal が、社会とのつながりを築く能力と呼んでいるものである。具体的には、互いに思いやり、互いに尊重し合うという能力、つまり互いが信頼で結ばれるための能力である。一定の信頼で結ばれていなければ、共に何かをすることは困難になる。だからこそ私たち人間は、思いやり、尊重するという能力を進化の過程で身につけた。そして人間は、歴史の中で、その能力に磨きをかけ、発展させてきたと言える。

なぜならば、人間の当初の集団は、血縁関係者が、すなわち良く知った者同士が集まったような小さなものであった。そして、そのような小さな集団の中で互いに尊重し合い、助け合って生きていた。やがて集団は大きくなり、多くの良く知らない者同士が暮らす都市も生まれた。都市では、家を作る人は家を専ら作る、衣服を作る人は衣服を専ら作るという具合に、各人が特定の仕事を専門的に担い、できた物を売り買いうるという分業も行われるようになった。古代ギリシアの哲学者プラトンも「国家」で述べているように、分業は、各人が特定の仕事を専門的に担うことによって、熟練した生産者を生み出し、生産性を高め、人間の繁栄に貢献したと考えられる [Plato, *The Republic*: 369B–372C (藤沢訳「国家 上」: 131–140)]¹⁾。しかし、都市で共に暮らしたり、分業を行ったりするということは、良く知らない者同士が、隣り合って暮らし、互いに仕事を任せ合うことを意味し、そのためには血縁という枠を越え、良く知らない者同士が、互いに思いやり、互いに尊重し、互いに信頼で結ばれる必要がある。実際に私たちは、血縁という枠を越え、良く知らない者同士で、思いやり、尊重し、都市で共に暮らし、分業も行うようになった。

私たち人間は、生き抜くために、そして繁栄するために、欠かせない能力として、お互いに思いやり、尊重するという能力を進化の過程で身につけ、その能力を発展させた。ならば、このような人間の進化、歴史、そして能力を無視して、人間に合った生き方、制度について考

えることは意味がないであろう。ロールズの『正義論』は、そのような人間の進化、歴史、能力を確かに見据えたものである。そして、私たち自身が、そのような人間の進化、歴史、能力を認識しながら、ロールズの『正義論』を理解しようとするとき、私たちは『正義論』の意義を自然と理解することができるであろう。本稿は、まさにそのような認識を持ちながら、ロールズの『正義論』の意義を理解しようとするものである。

1. 「社会的協働」とロールズの間観

ロールズは、『正義論』の序文において、本書の正義の理論が、社会契約論の伝統を受け継ぐものであり、道徳哲学において長く支配的な立場であった功利主義を乗り越えようとするものであることを次のように述べている。

社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高めること、私が企ててきたのはこれである。そうすることで、契約説の息の根をとめるものとしれば考えられてきた明白な異論の余地がもはやなくなるところまで、理論を拡充できればと願っている。それどころか、有力で支配的な伝統をなしてきた功利主義よりも優れている（と私は主張する）正義に関する体系的な説明の代替案を、この理論が提供するだろう。

[Rawls 1971: xviii (川本ほか訳: xxi)]

確かに『正義論』では、ロールズも『正義論』の中でその名を上げている代表的な社会契約論者である J. ロックが、『市民政府論』でそうしたように、社会における協働の意義が強調され、その協働を十全に行うための方策が考えられ、かつ人間がそのような協働を生存上必要としていることを理由として、人間はその方策に従うことに同意しなければならないし、また同意できると考える点において、社会契約論の伝統を受け継ぐものと言える。

ロールズは、社会における協働を人間が必要とする理由を、次のように説明している。

社会的な協働によって、各人が独力でひとり暮らしを続けるのと比べて、ましな生活が可能となるがゆえに、利害の一致が成立する。

[Rawls 1971: 4 (川本ほか訳: 7)]

ロールズは、「正義論」の「第三章 原初状態」の中の「第22節 正義の状況」において「資源の適度な希少性」[Rawls 1971: 110 (川本ほか訳: 171)]ということを指摘しているが、このことも併せて、ロールズが、人間は社会的な協働を必要とすると考え理由についてまとめると、世の中の資源は、協働を不可能にするほどではないが、人間が独力で生きていけるほど豊富ではなく、さまざまな協働を行うことによって大きな利益を生み出した方が、各自が独力で生きる場合よりも、良い生活を行えることは明らかであり、そこに互いの利害の一致があるということである。ここでロールズは、協働の成立が、私たち人間の生存とより良い生活を確かなものにするために欠かせないことであると明確に述べている。

そして協働は、人間の生存に欠かせないものであるとの認識は、ロールズの『正義論』における主張の最も核心に位置すると考えられるロールズの人間観へとつながる。その核心に位置すると考えられる人間観は、「第八章 正義感覚」の中の「第75節 道徳心理学の原理」にあらわれている [Rawls 1971: 433 (川本ほか訳: 648)]。

この節でロールズは、他人から利益を供与されたときに相手に返礼や応答を行うという互恵的な傾向性が、人間に存在することは事実であり、またそのような互恵的な行為の延長線上に形成される正義感覚があるとする。

その上で、そのような傾向性が存在しなければ、実り豊かな社会的協働は不可能であったろうと述べ、さらにロールズは、このようにも述べている。

もし私たちが愛に対して憎悪で応答したり、私たちに対して公正に行為する人を毛嫌いしたり、あるいは、私たちの善を促進する諸活動を嫌ったりするならば、共同体は即座に解体してしまうだろう。

[Rawls 1971: 433 (川本ほか訳: 648)]

しかし実際には、十全な協働が行われてきたとは言えないにしても、共同体も共同体における協働も存続してきた。このことから、ロールズが述べるように、協働を可能とする互恵的な傾向性は私たちの中に存在するし、そのようなことが私たちの正義感覚を形成したと考えることは、自然なことであろう。なお、動物学者たちも指摘することであるが、ロールズが述べるように「こうした〔私たちとは〕異なる心理〔機制〕を持つ存在は決して存在しなかったか、もしくは進化の過程ですぐに姿を消してしまったに違いない」[Rawls 1971: 433 (川本ほか訳:

648)]。

ロールズは、このような人間観、すなわち人間は、協働を可能にするような互恵的な傾向性とその延長線上にある正義感覚を持ち、それらを発揮することによって実りある社会的協働を行い続け、今日まで命をつないできたという人間観を示したうえで、「最も安定的な正義構想はおそらく、対応する正義感覚がこの傾向性に最も堅固に基礎づけられている構想だと思われる」[Rawls 1971: 433 (川本ほか訳: 648)]と述べる。本稿の冒頭で述べたことであるが、ロールズは、人間のこれまでの進化、歴史、能力を見据えながら、生き方、制度に関する、人間に合った正義の構想を確立しようとするのである。

2. 十全な協働のために

協働の成立が、人々に大きな利益をもたらし、人々の存立を確かなものにするのに対し、一方で協働を難しくする要因も存在する。ロールズは、そのことを次のように指摘する。

逆に利害の衝突が起こるわけは、こう説明できる——人びとが各自の目的を追求するにあたって、相互連携がもたらす便益の取り分がより大きくなることを選好するため、便益の分配がどれくらいの大きさになるかに関して、無関心ではいられないからである、と。

[Rawls 1971: 4 (川本ほか訳: 7)]

社会的協働は、協働しなかった場合よりも大きな利益をもたらす、全ての人の生存を確かにし、さらに全ての人により良い生活をもたらす可能性を持つため、全ての人にとって好ましいことと考えられるが、一方で人間には、自分の目的を追求するために、協働がもたらす利益に対する自分の取り分を大きくしたいと考える自然な傾向が存在するため、結果的に互いの衝突が、不可避免的に生じると考えられるということである。

このような衝突は、私たちの生存と、より良い生活を確立するために欠かせない協働を困難にすることは明らかであり、このような困難を取り除くためには、互いの利害の衝突を上手に避けるために、協働がもたらす利益を適正に配分するための正義の原理が必要となると考えられる。ロールズは、このことを次のように説明する。

そこでこの(社会的協働がもたらす)相対的利益の分

割を規定する複数の社会的な制度編制 (arrangements) のどれを選ぶかに際して、さらに適正な分配上の取り分に関する合意事項を確定するために、一組の原理が必要となってくる。それらの原理が、社会の基礎的諸制度における権利と義務との割り当て方を規定するとともに、社会的な協働がもたらす便益と負担との適切な分配を定めるのである。

[Rawls 1971: 4 (川本ほか訳: 7)]

ここで述べられているように、協働を困難にするような衝突を上手に避けるためには、協働がもたらす利益を適正に配分するための原理は欠かせないと考えられるし、協働を可能にするその原理は、当然ながら適正な配分を可能にするための具体的な制度と、義務や負担を規定することになる。

ここまでのところで、ロールズは、社会における協働が、人間の存立と、より良い生活のために欠かせないと考えていること、その協働における困難を取り除くためには、協働がもたらす利益を適正に配分するための正義の原理が必要であると考えていることを確認した。その上でロールズは、十全な協働を行うための正義の原理は、どのようなものであるかを考えることになる。ロールズは、十全な協働のための正義の原理によって統制され、人々がその原理に従い、十全な協働を行っている社会、つまり私たちの生存とより良い生活が、十全に実現されている理想的な社会のあり方を示す意義について次のようなことを述べている。

原理は〈理想状態を扱う理論〉に属するのであり、また社会改革の方向を導くための達成目標を設定するからである。

[Rawls 1971: 215 (川本ほか訳: 330-331)]

正義の理論を全体的に見ると、理想的な部分は、私たちが可能であれば達成すべき正義にかなった社会の構想を提示する。現行の制度はこの構想に照らして判断されるべきであり、またじゅうぶんな理由を持たずしてその構想から離れている度合いに応じて正義にもとっていると見なされねばならない。

[Rawls 1971: 216 (川本ほか訳: 331)]

ロールズはこれらの論述において、理想的な社会のあり方を示すことによって、はじめてある社会の制度が正義

に適ったものなのか、また適っていないとするならばどの程度悪い状態にあるのかを把握できる、と述べている。そして理想が示されることによって、社会が目指すべき目的がはっきりとするとも述べている。例えば、ロールズは、理想的な社会のあり方を示すことが、世の中に存在する、多くの人が問題だと考えるような「喫緊の諸問題を体系的に把握するための唯一の基盤を（私見によれば）提供してくれる」[Rawls 1971: 8 (川本ほか訳: 13)]と述べている。

喫緊の諸問題に場当たり的に対応するのではなく、十全な協働という観点から、なぜそれらが問題なのかをしっかりと把握したうえで対処するという、このようなロールズの方法は、人々にそのような問題に早急に対処しなければならないという動機を与え、さらにはその問題を再び発生させないための方策をとらせることになるであろう。

では、十全な協働を可能にするための正義の原理とは、どのようなものであろうか。ロールズは次のようなことを述べている。

[正義に関する合意の不在がもたらす] 不信や憤慨は市民的礼節の絆を蝕み、疑惑や敵意とは（合意が成り立っていれば）敬遠されるような怪しからぬ行いをせよと人びとをそそのかす〔ことにより、協調性・効率性・安定性を損なう〕。

[Rawls 1971: 6 (川本ほか訳: 10)]

つまり協働を困難にする利害の衝突を避けるためには、利益を適正に配分するための正義の原理が必要であることはもちろんであるが、その原理が人々の合意を欠くようなものであれば、不信を生み、協調性、効率性、安定性を損ない、十全な協働は困難になると考えられる。ならば、十全な協働を行うためには、人々が合意できる正義の原理が必要である。もちろんそのような合意は、世代間の不信を避けるために、いずれの世代の人々も合意できるものでなければならないとも考えられる。ということは、十全な協働を行うためには、人々が合意できる原理が必要なのだから、その原理は、全ての人々にとって公正な原理でなければならないと考えられる。そして最終的には、人々が、生存とより良い生活のために協働が必要であることを理解し、ロールズが言うところの協働を可能とするような正義感覚を有する道徳的人格であるからこそ、十全な協働を可能とする公正な原理の必要

性を理解し、公正な原理に実際に同意し、従うことができると考えられるのである。

では、そのような全ての人にとって公正な原理をどのように定めれば良いのだろうか。ロールズは、そのような正義の原理は、「全員が同じような状況におかれており、特定個人の状態を優遇する諸原理を誰も策定できないがゆえに、正義の諸原理が公正な合意もしくは交渉の結果もたらされる」[Rawls 1971: 11 (川本ほか訳: 18)]状況(すなわちロールズが原初状態と呼ぶ状況)において選択されなければならないとする。

ここで述べられていることを説明すると、仮に自身が何者であるかを知る人々が、正義の原理を考えた場合、それぞれにとって有利な正義の原理、すなわち特定個人の状態を優遇する原理を考え、提案する可能性がある。ロールズが述べるように「たとえば、自分が金持ちだと知った人は、福祉施策のために課せられる種々の税金が正義に反するとの原理を持ち出すのが合理的だと考えるかもしれないし、貧乏だと知った人は、十中八九それと正反対の原理を提案するだろう」[Rawls 1971: 17 (川本ほか訳: 27)]。あるいは自身が属する世代を知る者は、自身が属する世代に他の世代に比して大きな利益をもたらす原理を提案する可能性がある。そのような原理は、人々の合意を得られるような、公正な原理とは言えず、人々の生存とより良い生活を確かなものにする十全な協働を実現することにはつながらない。

そこでロールズは、十全な協働を可能にする正義の原理を、同じ状況におかれている全員、すなわち無知のヴェールで覆われ、個人的な情報に関して無知な状況におかれた全員が、正義の原理について熟慮し、選択するという原初状態を想定するのである。具体的には、無知のヴェールで覆われた人々は、次のようなことを知らないことが想定されている。

第一に、自分の社会的地位、階級もしくは社会的身分を誰も知らない。また、生来の資産や才能の分配・分布における自らの運、すなわち自らの知力および体力などについて知るものはない。また、当人の善の構想、すなわち自分の合理的な人生計画の詳細を誰も知らず、リスクを回避したがるのか楽観的なのか悲観的なのかといった、自らの心理に関する特徴すら誰も知らない。これに加えて、当事者たちは自分たちの社会に特有の状況を知らない。すなわち、その社会の経済的もしくは政治的状況や、そ

の社会がこれまでに達成できている文明や文化のレベルを彼らは知らない。原初状態の人びとは、自分たちが属しているのはどの世代であるのかについて、どのような情報も有してはいない。

[Rawls 1971: 118 (川本ほか訳: 185)]

無知のヴェールで覆われた人々とは、このようにさまざまな個人的情報を一切知らない存在とされる。しかし一方で、次のような一般的事実ならば全てを把握しているともされる。

ただし、当事者たちが人間社会に関する一般的な事実を知っているということは、当然視される。彼らは政治上のことがらや経済理論の原理を理解している。つまり当事者たちは社会組織の基礎や人間心理の法則を知っている。さらに、当事者たちは正義の諸原理の選択に影響を与えるあらゆる一般的な事実も知っている、と推定される。一般的な情報、つまり多種多様な一般法則や理論に対しては、どんな制限も設けられない。なぜなら、正義の構想はそれらが統制すべき社会的協働のシステムが備えている多種多様な特徴に適応しなければならず、そうした一般的事実を排除する理由はないからである。たとえば、社会の制度がある正義構想を充たしているときでさえ——道徳心理学の法則に照らすならば——人びとはその構想に基づいて行動したいという欲求を獲得しないであろうということは、その正義構想に反対する考慮事項となる。というのもこの場合、社会的協働の安定性を確保するのが困難だからである。正義構想の重要な特徴のひとつは、おのれに対する支持を正義構想それ自体が生み出さなくてはならないという点にある。その諸原理は、社会の基礎構造において具体化される時、それに対応する正義感覚を人びとは獲得し、かつその諸原理に合致して行為したいという欲求を発達させる傾向にある、というものであるべきとされる。この場合に、正義の構想は安定的なものとなる。この種の一般的な情報は、原初状態において認容可能な適格性を有している。

[Rawls 1971: 119 (川本ほか訳: 186)]

以上のことをまとめると、無知のヴェールで覆われた人々は、「一般的な情報、つまり多種多様な一般法則や

理論に対しては、どんな制限も設けられない」とされているから、本稿においてこれまで述べてきたようなこと、社会的協働は、自身を含め全ての人間の生存と、より良い生活のために必要であること、また十全な協働のためには、協働を可能とする正義感覚を有する人々の支持や同意を生み出す、人々に対して公正な配慮を行う原理が必要であるということも理解していると考えられる。さらに、無知のヴェールで覆われた人々は、個人的な情報に関して無知であるため、自身の生存とより良い生活を求めながらも、特定の立場にとってだけ有利な正義の原理を主張したり、選択したりすることが全く不可能であるため、(結果的に自身がどのような状況におかれていても生存とより良い生活を確保できるからであるが) 十全な協働を可能にするような原理、すなわち人々に公正な配慮を行う(当然そのような原理は世代間の公正にも配慮することになる) 原理について、純粹に熟慮し、選択することが可能となる。

そしてロールズによれば、「原初状態という情況(すなわち、全当事者の相互関係が対称性を有していること)が与えられるならば、こうした初期状態は道徳的人格(moral persons)であるすべての個人にとって公正なものとなる」[Rawls 1971: 11 (川本ほか訳: 18)] のであり、協働を可能とする正義感覚を有する全ての道徳的人格にとって公正であるということは、そのような公正な状況で選択される原理に対する人々の実際の合意と、十全な協働につながると考えられるのである。

なお、原初状態において正義の原理を選択することになる全員は、個人的な情報に関して無知のヴェールで覆われた同じ境遇におかれているため、ロールズが述べるように、「私たちは、原初状態における合意を、無作為に選び出されたひとりの個人の観点から考察しよう」[Rawls 1971: 120 (川本ほか訳: 188)], ということになる。

3. 原初状態において選択される正義の原理

では、原初状態において無知のヴェールで覆われた人間は、どのような正義の原理を選択すると考えられるのだろうか。

ここで、社会的基本財という概念が提示される。ロールズは、社会的基本財について次のような説明を行っている。

基本財は〈合理的な人間が他に何を欲していようと、必ず欲するだろうと想定されるもの〉である。

個人の合理的な〔人生〕計画の詳細がどのようなものであるかに関わりなく、その持分が少ないよりも多いほうを選好されるものがいくつか存在すると想定される。そうした財をより多く持つ人間は、自らの意図を実行したり自らの諸目的を促進したりする上で、通常より大きな成功を保証されうるだろう。

[Rawls 1971: 79 (川本ほか訳: 124)]

基本財は、自由かつ平等な市民としての、また生涯を通じて十全な協働を続ける正規の社会構成員としての地位に即した、人びとのニーズ(必要・要求)の対象だと特徴づけられることとなる。

[Rawls 1971: xiii (川本ほか訳: xiv)]

後者の説明は、H.L.A. ハートによる批判を受けて後に加えられたものであるが、以上のことを総合すると、社会的基本財とは、個人の合理的な計画がどのようなものであっても、十全な協働を行う人間が、一般的に必要なとするものとされている。ということは、十全な協働を行う人間が、一般的に必要なとするものであるから、十全な協働を、公正な配慮を行う正義の原理によって実現しようとする、ヴェールをかけられた人間は、正義の原理によって、社会的基本財を公正に配分しなければならないと考えられる。なお公正な配分という言葉は、社会的基本財を平等に配分することにつながりそうであるが、不平等に配分することが、結果的に全ての人の利益につながるならばその限りではないということになる。ロールズは、具体的には「社会的基本財を大別すると、権利、自由、機会、所得および富となる」[Rawls 1971: 79 (川本ほか訳: 124)] としている。では、ヴェールをかけられた人間は、社会的基本財をどのように公正に配分することになるのだろうか。

ロールズは、原初状態において、次のような正義の二原理に基づいて、社会的基本財を配分することが選択されると考えている。

第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様に(広範)な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

- (a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。
- (b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように。

[Rawls 1971: 266 (川本ほか訳: 402-403)]

第一原理は、人々に対して、他者の自由を相互に侵害しない範囲で、可能な限り広範な諸自由を平等に保障することを求めるものである。ロールズは、原初状態において無知のヴェールで覆われた人間は、現実において人々が、さまざまな利害関心を持っていることを承知しており、よってそのようなさまざまな利害関心を公正に保護するために、基本的な自由を保障する第一原理を選択している [Rawls 1971: 130-131 (川本ほか訳: 206)]。ロールズは、特に重要な自由として次のような自由を上げている。

〈政治的な自由〉(投票権や公職就任権)と〈言論および集会の自由〉、〈良心の自由〉と〈思想の自由〉、心理的抑圧および身体への暴行・損傷からの自由(人身の不可侵性)を含む〈人身の自由〉、〈個人的財産＝動産を保有する権利〉と法の支配の概念が規定する〈恣意的な逮捕・押収からの自由〉。

[Rawls 1971: 53 (川本ほか訳: 85)]

第一原理は、こうした諸自由は、平等に保障されるべきだとする。

第二原理の(b)は、公正な機会均等を求めている。仮に初期の資産状況が、相対的に有利な人と、不利な人がいたとして、両者が、生来の才能とそれを活用しようとする意欲を同程度に持っていたとしても、例えば形式的にしか教育を受ける機会が保障されていないならば、つまり実際には費用を払える者だけに教育が与えられるのであれば、どうしても資産状況が相対的に有利な人の方が教育を受けやすく、成功する可能性が高くなると考えられる。しかし、この状態は、初期の資産状況が有利な人を優遇するもので、全ての人に公正な配慮をしているとは言えない。そこでロールズは、原初状態において

「公正な機会均等」を保障することが選択されると考えるのである。この場合の公正な機会均等を保障するとは、「才能と能力が同一水準にありそれらを活用しようとする意欲も同程度にある人びとは、社会システムにおける出発点がどのような境遇にあったとしても、同等の成功の見通しを有する」[Rawls 1971: 63 (川本ほか訳: 99)] ことができるようにするということであり、そのために政府には、「私立学校に補助金を交付するか公立学校のシステムを確立するかを通じて、同程度の資質と意欲を持つ人びとに教育および文化の平等なチャンスを保証する努力」[Rawls 1971: 243 (川本ほか訳: 370)] あるいは「経済活動および職業の自由な選択における機会均等を強化しそのための費用を負担する」[Rawls 1971: 243 (川本ほか訳: 370)] ことが求められるとロールズは述べている。こうすることで、初期の資産状況が、人生の成功に与える影響を除くことができ、全ての人に公正な配慮を行うことができると考えられている。

しかし、公正な機会均等を保障する努力が行われたとしても、今度は、ロールズが述べるように「富や所得の分配を能力や才能の生来の分布が決定することを依然として容認してしまう」[Rawls 1971: 31 (川本ほか訳: 100)] ことになり、生来の資産や才能に恵まれた特定の者が優遇され、その点に関して生来不利な人との間に不平等が生じることになる。ここで必要になるのが第二原理の(a)であり、そこでは、そのようにして生じた不平等を「最も不遇な人びとの最大の便益に資する」範囲に止めることで、全ての人を公正に取り扱うことを目指す格差原理が示される。ロールズは、最も不遇な人々を識別することの困難さを指摘しながらも、「特定の社会的地位(たとえば未熟練労働者の地位)を選び、次いでその地位にある人びとの所得および富とほぼ同等あるいはそれ以下の人びと全員を、最も恵まれない人びとと判別する」[Rawls 1971: 84 (川本ほか訳: 132)] 方法や、あるいは「所得と富が中央値(median)の半分以下の人びとは、全員が最も不遇な階層」[Rawls 1971: 84 (川本ほか訳: 132)] とする方法を提案している。そして、政府は、「家族手当と疾病・雇用のための特別支出を通じて、あるいは等級化された所得補給(いわゆる負の所得税)のような仕掛けを通じて」[Rawls 1971: 243 (川本ほか訳: 370)], 最も不遇な人びとの最大の便益に資する範囲に不平等を止めることになる。ロールズは、最も不遇な人々の最大の便益に資するようにということは、あたかも多くの富や所得を有する人々から、不遇な人々に所得を移転して、

所得を平等に配分することを求めているようであるが、実際は違うと述べる。なぜならば、そのような所得の移転が続けた場合、いずれかの時点で、人々は、経済過程の効率性を高めることで自身の利益を得ようとする意欲を失ってしまい、「経済の効率性を大幅に阻害するために、現代の最も不遇な人びとの見通しがもはや改善されることなく劣化しはじめる」[Rawls 1971: 252 (川本ほか訳: 383)] からである。よってそのような事態が生じない直前[そこが保障されるべきソーシャル・ミニマム(最低生活)となる]までの所得の移転が行われることになる。また、最も不遇な人々の便益を高めるにあたって、全ての世代に対する公正な配慮も必要となる。もちろん各世代が、「基本的諸自由が実現されうる実効的で正義にかなった制度を確立するためにじゅうぶんな物質的基盤を備えた社会の状態」[Rawls 1971: 256 (川本ほか訳: 388)] を維持できるように、資本、天然資源、自然環境を各世代は保持し、引き継がなければならない。そのような状態を維持するための資本、天然資源などを保持することを求めるのが「正義にかなった貯蓄原理」ということになる。よって、そのような貯蓄原理に則りながら、最も不遇な人々の便益を高める必要がある。

ロールズは、ヴェールで覆われた人間、すなわち公正な配慮を全ての人に行うことができ、十全な協働を可能とする原理を選択可能な人間は、以上のような諸理由から、正義の二原理を選択すると考える。そして、すでに述べたことであるが、道徳的人格である人々には、そのような形で選択される正義の原理を受け容れる素地があると考えるのである。

4. ロールズに対する、アマルティア・センおよびマーサ・ヌスバウムによる諸批判に関する若干の考察

これまで述べたように、ロールズは、十全な協働を行う人々が、一般的に必要とする社会的基盤財を、無知のヴェールで覆われた人間によって選択された公正な正義の二原理に基づいて分配することで、十全な社会的協働を実現するという正義の構想を確立した。

しかし一方で、ロールズは、自身の正義の構想においては、「全員の身体的ニーズおよび心理的諸能力が〔極端なばらつきのない〕通常の範囲に収まっていると想定するつもりなので、ヘルスケア(保健医療)や知的能力の〔特別なニーズとその扱いをめぐる〕もろもろの問いは生じない」[Rawls 1971: 84 (川本ほか訳: 131)] とし、

そうする理由を「こうした困難な諸事例を考察しはじめると、正義の理論の埒外に及ぶようなことがらを早計に引き寄せてしまう」[Rawls 1971: 84 (川本ほか訳: 131)] からとしている。

このような正義の構想について、アマルティア・センや、マーサ・ヌスバウムは、現実の人間は多様であり、そしてその多様性から、たとえ社会的基盤財を平等に配分したとしても、実際に達成可能な生き方において重大な格差が生じること、あるいは、社会的協働を可能にするための正義の原理を考えるという枠組みの不適切さなどを指摘している。

例えばセンは、人間の多様性を次のように指摘している。

障害の多くはきわめて稀にしか発生しないことは確かだが、人間というものはその個性においても各人の環境に関しても徹底的な多様性を示すのが通例である。年齢やエネルギー摂取量、性や身体的なニーズ(妊娠に関わるニーズがその例)、遺伝と環境がかたちづくる疾病へのかかりやすさ、などの点でわれわれの間には相違が見られる。

[Sen, A.K. 1990: 52 (川本訳: 79)]

ここから、現実の人間は、それぞれの事情を抱える多様な存在であり、結果として、たとえ社会的基盤財を平等に配分したとしても、そのような多様性ゆえに、それぞれが実際に達成可能な生き方には重大な格差が生じる可能性があるのではないかということが指摘される。センはそのことを次のように指摘している。

基本財を平等に保有していても、おそらく身体に障害をもつ人びとは自分たちの善き生(well-being)を求めうる自由を健常者のように味わうことがない——これがその実例となろう。さらに言うと、障害者は厚生追求に関してハンディキャップを負わされているばかりではない。共通の社会制度の選択に参与したり、広範囲にわたる政治的決定(障害者の問題に直接関わる決定である必要はない)に影響を及ぼすところで——もし障害者に特別な便宜が図られない場合は——彼らは健常者にはない不利益を受けてもいるのである。

[Sen, A.K. 1990: 52 (川本訳: 78-79)]

また、センと同じく、人々の福祉は、人々が価値を認める生き方の達成可能性によって把握されるべきであると考えるヌスバウムは、協働は人々の生存と良い生活につながるのと理由から、人々が合意可能である公正な正義の原理を原初状態（ヌスバウムは、以下の引用文でそれを初期状態と呼んでいる）において探るというロールズの枠組みについて、次のようなことを指摘している。

通常ではない費用がかかる人びとや、集団の福利への貢献度がたいていの人びとよりもはるかに低い……と見込まれる人びとを初期状況に含めることは、この理論全体のロジックに反することになるだろう。もし人びとが相互有利性のために協働的な制度を編成しているならば、協働を通じた利得があると期待しうる相手と集みたいだろうし、社会的生産にほとんど何も寄与しないにもかかわらず、例外的で高額な費用がかかる配慮を要求し社会の福利レベルを引き下げる相手とは、集いたくないだろう。

[Nussbaum 2007: 104 (神島訳: 123)]

すなわちヌスバウムは、ロールズの枠組みにおいては、多様性を考慮しようとしても、協働に参加することが、障害や病気などによって難しい人、あるいは人間らしい生き方を保障するために多額の費用がかかる人を考慮することは必然的にできないのではないかとこのことを指摘している。

たとえ社会的な基本財を平等に保障しても、実際に達成できる生き方に重大な格差が生じるというセンや、ヌスバウムの指摘は、ロールズの正義の構想にとって明白な問題であり、十全な協働を行うための正義の原理は、人々の多様性を踏まえ、人間が基本的な価値を認める生き方が、人々において実際にどの程度達成可能となるのかを踏まえる形で、社会的な基本財を配分する必要があると生じてくると考えられる。例えば、最も不遇な人々を定義するにあたっては、所得ではなく、人間が基本的な価値を認める生き方が、その人々において達成可能であるかという観点からその定義が為されるべきであろう。しかし一方で、十全な協働を行う原理を探るという枠組みで、障害や病気を抱える人々に配慮することは可能ではないだろうか。可能とする第一の理由は、そのような人々をとりわけ不公正に扱うことは、社会にさまざまな不信、軋轢を生じさせることになり、結果的に協働を困

難にすると考えられるからである。第二の理由は、障害や病気を抱える人々を含む、社会の全ての人々が、困難を共にしながら人生を歩むことも、そのように歩む全ての人々の人生に重要な意味を与えてくれる協働だと考えられるからである。しかし、ロールズに対するセンやヌスバウムによるこのような諸批判については、さらに検討を深めなければならないと考える。

おわりに

冒頭で述べたことであるが、私たちは、他者を思いやり、尊重することで、最初は小さな集団において、後には多くの見知らぬ者同士が集まった都市の中で、協働を行いながら、生き延び、繁栄してきた。ロールズの「正義論」は、そのようなことを見据えており、人間にとっての社会的協働の重要性、そして協働を可能とする互恵的な傾向性とその延長線上にある正義感覚を人間が持つことを認識しながら、全ての人間の生存とより良い生活を確かなものにする十全な協働を可能にするための正義の二原理を定義し、正義感覚を有する人間は、その原理を受け容れ可能であるとする。一方でセンやヌスバウムは、ロールズの正義の構想について重要な指摘を行っており、ロールズの正義の構想と、人間の多様性との間に存在する問題については、さらなる考察が必要であると考える。

しかしここで、実際に大きな集団の中で分業が行われていることを考えれば、ロールズが述べるような互恵的な傾向性と、その延長線上にある正義感覚の存在を認めざるを得ないと思われるが、それでも果たして、そのような互恵的な傾向性と正義感覚を私たちは本当に有するのか、また正義の二原理を私たちは受け容れ可能なのかという疑問も生じるであろう。

実は、私たちが、そのような互恵的な傾向性と正義感覚を持つことを端的に示唆する実験が、世界中で行われ、その結果は Joseph Henrich たちによって一つの論文 (Joseph Henrich, et al. 2010) としてまとめられている。この実験の結果については、2012年にNHKにおいて放送された番組、NHK スペシャル『ヒューマン—なぜ人間になれたのか』においても紹介され、その番組の取材班による取材記をまとめた著作 (NHK スペシャル取材班 2012) においても紹介されている。

実験は、世界各地の被験者に対して個別に行われ、実験者は、それぞれの被験者に、その土地で1日働いて稼ぐことができるであろう金額を渡したうえで、被験者に

対し、その金額の中から好きなだけ取って構わないこと、残した分は匿名の人物に渡されることを告げる。そして、各地域において、平均してどの程度のお金が匿名の人間に残されるのかを調査するのである。

結果は、残したお金の額が平均で0という地域はなく、各地において平均で少なくとも25%以上が残されるという結果になった。このことから私たち人間が、見知らぬ他者を尊重する傾向性を持つことが示唆されるのだが、一方で、残したお金の額には地域差もあった。20～30人程度の小さな集団を作り、昔ながらの狩猟採集活動を協力しながら行っているタンザニアのハザ族の人々が、平均で26%のお金を匿名の人間に残したのに対して、アメリカでは、平均で46%のお金が残されたのである。この結果について、実験に携わった人類学者 Frank Marlowe は、次のようなことを述べている。

人口の規模がどんどん大きくなるとそれだけ、社会を調和せさせていくのは困難になります。しかし、大きな社会に住む人々は、それを何とかしようと偉い努力を続けている。この結果は、その表れだと思えます。

(NHK スペシャル取材班 2012: 120)

この結果は、重要なことを示唆している。見知らぬ者同士が多く集まり、さまざまな協働が行われている大きな社会では、当然ながら見知らぬ他者を尊重する一層の努力が必要となるが、実際にそのような一層の努力を行う力を人間は秘めているということである。

このような実験の結果は、人間は、互恵的な傾向性と、それに由来する正義感覚を持つというロールズの間観の正しさを端的に示唆している。同時に、そのような互恵的な傾向性と、それに由来する正義感覚を持ち、十全ではなくとも協働を行っている人間にとって、十全な協働における相互の信頼の重要性と、信頼を生み出すための、相互に合意可能な公正な原理の重要性を理解することは可能であろうし、そのような理解は、公正な原理によって秩序づけられた十全な協働が行われる社会に近づく努力へとつながるのではないだろうか。

謝辞

筆者は、鹿児島国際大学大学院の外蘭幸一名誉教授より、本論文についてはもちろん、長年にわたり、懇切丁寧なご指導を受けて参りました。この場を借りて、外蘭先生に深く感謝申し上げます。

また、本論文のアブストラクトについて、鹿児島国際大学大学院のマクマレイ・デビッド教授よりご指導を受けました。マクマレイ先生に深く感謝申し上げます。

注

- 1) 「国家」の中で、クラウコンに社会契約を語らせた古代ギリシアの哲学者プラトンは、ソクラテスの口を借りて、人間が必要とするさまざまな物を、それぞれの専門家が専門的に生産し、生産された物を、貨幣を仲立ちにして交換した方が、生産的であるし、私たちの生活を豊かにすると述べている。なお、ここに369B-372Cと示してあるページ数は、ステファヌス版全集 (H, Stephanus, *Platonis opera quae extant omnia*, 1578) におけるもので、参照した訳に付されているものである。

文献

- Frans de Waal (1996): *Good Natured: The Origins of Right and Wrong in Humans and Other Animals*, Cambridge, Harvard University Press. (西田利貞・藤井留美訳、「利己的なサル、他人を思いやるサル モラルはなぜ生まれたのか」草思社、1998年)
- Joseph Henrich, Jean Ensminger, Richard McElreath, Abigail Barr, et al. (2010): "Markets, Religion, Community Size, and the Evolution of Fairness and Punishment", *Science*, Vol.327, 1480-1484.
- Martha C. Nussbaum (2000): *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, the United States of America, Harvard University Press. (神島裕子訳「正義のフロンティア 障害者・外国人・動物という境界を越えて」法政大学出版局、2012年)
- Plato: *The Republic*. (田中美知太郎・藤沢令夫編集「プラトン全集〈11〉クレイトポン 国家」岩波書店、1976年；文庫版、藤沢令夫訳「国家 (上)」、「国家 (下)」岩波文庫、1979年、なお本稿では文庫版を参照)
- Rawls, J. (1971); (1999 revised edition): *A Theory of Justice*, Mass., Harvard University Press. (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳「正義論 改訂版」紀伊国屋書店、2010年)
- Sen, A.K. (1990): "Individual Freedom as a Social Commitment", *The New York Review of Books*, June 14, pp.49-54. (川本隆史訳「社会的コミットメントとしての個人の自由」, 『みすず』358号、1991年1月号、pp.68-87)
- NHK スペシャル取材班 (2012): 「ヒューマン なぜヒトは人間になれたのか」角川書店。